

いま一度

憲法の持つ力を考える

—改憲攻勢の中、憲法を活かす実践に学ぶ—

2014年に発足した東区九条の会は、この間地域に根ざして「九条改憲」を阻止する運動を展開してきました。九条改憲を遮二無二すすめようとする安倍首相は地域に目を向けてきています。

改めて「憲法とは何か」「憲法の持つ力とは何か」「憲法をくらしの中に活かすにどうしたらいいか」などについて、実践的憲法運動の先頭に立って奮闘中の井下弁護士を招いて学び、講師を囲み語り合いたいと思います。

ぜひ、誘いあって、ご参加ください。(どなたでも参加できます)

日時 **2月23日** (日)

14:00-16:00

会場 **なみきスクエア視聴覚室**

(JR・西鉄千早駅西口徒歩1分)



講師 **井下 顕弁護士** (六本松総合法律事務所)

九州大学法学部卒業・労働訴訟・過労死訴訟・福祉訴訟など常に弱者の権利保障の立場で弁護活動展開。日本平和委員会理事・自由法曹団・六本松九条の会代表

参加 資料代 200円

主催 **東区九条の会・香椎民主活動センター**

講演終了後 第7回 東区九条の会総会を開きます

話し合うこと ① この一年の活動について

② これからの一年の活動について

③ 会計報告

④ その他

福岡・東区九条の会の趣旨

① 九条をはじめ憲法改悪に反対します

② 生存権の保障をはじめ、基本的人権の具体化をめざします

福岡、東区九条の会 代表世話人 小南俊美・深野一郎

事務局連絡先 日下部恭久 (電話 090-7393-2195)